

# 2026年度 中小企業人材確保推進事業補助金 募 集 案 内

2026年6月10日  
産 業 振 興 課

市内中小事業者の人材確保を支援するために、採用活動を行う事業者に対し、「宇治市中小企業人材確保推進事業費補助金」を交付します。  
(※本補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています)

## 1. 補助対象者及び補助条件

ア 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する宇治市内の中小企業者で住民票が宇治市にある個人又は本店もしくは支店が宇治市にある法人であって同項第1号から第5号までに掲げる要件のいずれかに該当するもの

### イ 介護保険・障害福祉施設等対象者

次の各号のいずれにも該当する法人とする。

- ① 宇治市内に施設等が所在すること。
- ② 令和7年12月1日時点で、次に掲げるいずれかの事業を施設等において運営していること。
  - (a) 介護保険法第8条に規定する事業のうち、別表1に掲げるもの
  - (b) 介護保険法第8条の2に規定する事業のうち、別表1に掲げるもの
  - (c) 介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業のうち、宇治市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱第4条(1)イ(イ)短時間型通所サービス
  - (d) 障害者総合支援法第5条に規定する障害福祉サービス事業
  - (e) 障害者総合支援法第77条に規定する地域生活支援事業のうち、別表2に掲げるもの
  - (f) 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業及び第7項に規定する障害児相談支援事業

### ウ 民間保育所等対象者

宇治市内の民間保育所及び認定こども園、地域型保育事業を運営する事業者であって、次に掲げるいずれかの事業を運営していること。

- ① 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園

- ③ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
- ④ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

対前年度比(又は事業実施年度)と比較し、従業員に対する給与総額を事業実施年度(又は事業実施翌年度)に1.5%以上増加させる方針を従業員に対し書面等で表明が必要です。

## 2. 補助対象となる事業及び経費

市内中小企業において、各種採用活動を実施する事業者の負担を軽減するため、事業者が実施する以下の事業に要する経費の一部を補助します。

- ① 合同企業説明会出展経費
  - ・企業が独自に合同企業説明会に出展する経費
- ② 就職ポータルサイト掲載料
  - ・就職・採用情報掲載サイトへの情報掲載料等
- ③ インターンシップに係る企画・広報費・有償インターンシップ人件費
  - ・インターンシップを実施するための企画・広報に係る経費
  - ・有償インターンシップ人件費については、実際に事業者がインターン生に支払った経費
- ④ 企業PR動画作成経費
  - ・企業が自社HPや企業説明会等で自社RRに使用する動画の作成経費
- ⑤ 採用コンサルティング経費
  - ・採用に係るコンサルティング業務(研修・計画策定等)の経費

※いずれの場合も、交付決定後から2027年(令和9年)2月26日(金)までに発注・請求・支払・納品が、証拠書類等により確認が出来るものが補助対象経費となります。

## 3. 補助率及び補助金の上限

補助率:補助対象経費の1/2以内

補助金上限:250,000円

※1補助対象者につき、1事業、1回のみ申請に限る。

※R8年について①から⑤までの異なる2事業(補助対象経費)にまで補助金を交付します。(上限500,000円)

## 4. 補助対象期間

交付決定を受けた日から2027年2月26日(金)まで。

※交付決定前に実施(発注・支払い等)した事業については、補助対象外となります。

## 5. 申請方法

中小企業人材確保推進事業費補助金交付申請書(別記様式第1号)、中小企業人材確保推進事業費補助金実施計画書(別記様式第2号)、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面(別記様式第3号)、に必要事項を記入し、必要資料を添付して、産業振興課へ持参又は郵送してください。

## 6. 申請受付期間

受付期間は、2027年1月29日(金)までです。(郵送の場合は当日消印有効)  
ただし、先着順にて予算額の範囲をもって締切りとなります。

## 7. 詳細・問い合わせ先

|   |
|---|
| 〒611-0021 宇治市宇治琵琶 45 番地の 13<br>宇治市産業会館 3 階<br>宇治市産業振興課<br>TEL : 0774-39-9621 直通 |
|---|

別表1 ○介護保険施設

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・居宅介護支援
- ・介護予防支援
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・地域密着型通所介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・(看護)小規模多機能型居宅介護(通い定員分)
- ・短時間型通所サービス
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・(看護)小規模多機能型居宅介護(宿泊定員分)
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設
- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・特定施設入居者生活介護

別表2 ○障害福祉施設

- ・居宅介護
- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・就労定着支援
- ・自立生活援助
- ・計画相談支援
- ・地域移行支援
- ・地域定着支援
- ・移動支援事業
- ・訪問入浴サービス
- ・保育所等訪問支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・障害児相談支援
- ・生活介護
- ・自立訓練(生活訓練)
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援(A型)
- ・就労継続支援(B型)
- ・短期入所
- ・日中一時支援事業
- ・地域活動支援センター事業
- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・共同生活援助
- ・施設入所支援